

第 3 回会議における疑問等について

1. 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」の名称について

疑問の要旨

家庭的保育事業については、いわゆる地域型保育事業の一部ではあるが、小規模保育事業や事業所内保育事業の方が主なものである。家庭的保育事業を代表事業として条例名称とした理由は。

説明

- 1 児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項により、市の条例で「家庭的保育事業等」の設備及び運営について基準を定めることとされている。
- 2 同法第 24 条において、①家庭的保育事業②小規模保育事業③居宅訪問型保育事業④事業所内保育事業を合わせて「家庭的保育事業等」と定義している。
- 3 同法第 34 条の 16 第 2 項により厚生労働省が定めた基準は「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）である。
- 4 「地域型保育事業」という名称は、現行法令上存在しない。
以上のことから、「出雲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を名称とする予定としている。

【参考】

児童福祉法（抜粋）

第 24 条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けたもの及び同条第 9 項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

② 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

③～⑦ 略

第 34 条の 16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数

(2) 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

